

(案)

第9回統合新校推進協議会 資料4
令和5年7月31日
統合新校推進協議会事務局

令和5年8月〇日

目黒区教育委員会教育長
関根 義孝 様

第八中学校・第十一中学校
統合新校推進協議会
会長 辰巳 ヒロミ

統合新校の基本的事項に関する協議結果報告書（令和5年度）

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会では、目黒区教育委員会教育長からの委嘱を受け、令和4年4月25日から令和5年7月31日までの間に9回の協議会を開催し、統合によって新設する中学校（以下、「新校」という。）の位置など、統合に関する基本的事項について順次議論を重ねてまいりました。

令和4年度は、新校の位置、通学区域、目指す学校像などの基本的事項について協議を行い、「統合新校の基本的事項に関する協議結果報告書」を令和4年11月30日に教育長に報告しました。その際、残された協議事項である新校の校名の選定については、令和5年度に協議し、結果については別途報告することとしていました。

この度、残された協議事項である新校の校名について、下記のとおり協議を取りまとめましたので、第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会設置要綱第9条に基づき、報告いたします。

引き続き、保護者、地域の方々、学校及び教育委員会が相互に連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことで、円滑な統合に向けての取り組みを進めていくことができますよう、よろしく願いいたします。

記

1 新校の校名について

新校の校名については、以下の校名案が望ましいと考えます。

- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）
- 校名案（ふりがな）

2 協議会で出された各委員からの意見・要望

本協議会において各委員からこれまでに寄せられた意見・要望は別紙のとおりです。

教育委員会においては、今後の検討にあたって、これらの意見・要望を参考にさせていただきますようお願いいたします。

以 上

(このページは空白です)

会 議 録

名 称	第8回第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会
日 時	令和5年5月11日（木）午後7時から午後8時20分まで
会 場	第十一中学校体育館
出席者	35名
会議次第 会議の結果 及び 主な発言	<p>1 開会</p> <p>(会長) 本日は「新校の校名選定」について協議を行う。</p> <p>2 協議会委員・幹事の交代について</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) 資料1により協議会委員・幹事の交代について説明する。保護者と教育委員会事務局の委員の交代があり、保護者はPTA選出委員の交代によるもの、教育委員会事務局は令和5年4月1日付けの異動によるものとなっている。 また、協議会委員の交代に伴い、1名の幹事について交代があった。</p> <p>(会長) 幹事の緑ヶ丘小学校PTAから選出された委員の交代届の提出を受けて、後任の委員に幹事をお引き受けいただくことで良いか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>(会長) それでは、緑ヶ丘小学校PTAから選出された 原田 恒 委員に幹事をお願いする。</p> <p>3 新校の校名選定について</p> <p>【説明概要】 (学校統合推進課長) 資料2により新校の校名選定について説明する。 まず、選定方法の概要は統合新校整備方針に記載しており、「多くの方に親しまれ、愛される校名となるよう公募を行い、選定していくこと」、「選定に当たっては、保護者や地域の意見を十分に踏まえる必</p>

要があることから、公募の方法、対象者の範囲及び選定基準などについて、本協議会で協議していくこと」、「校名選定の時期については、令和5年度の早い時期に選定を行い、令和5年12月頃までに、目黒区立学校設置条例を改正する方向で進めていくこと」を定めている。

公募の概要について、対象者は、目黒区民、区外在住の統合対象校の卒業生と、教職員や元教職員、区外在住の目黒区在勤・在学者とし、周知に当たっては、めぐろ区報、目黒区ホームページ、保護者連絡システム、町会・自治会の回覧板・掲示板、住区の公営掲示板、地区サービス事務所や住区センターでのチラシ設置を予定している。応募方法は、オンラインフォームからの応募のほか、郵送・持参・FAXによる応募とし、応募に当たっては、校名の案とその理由について記載を求める。応募期間は、6月1日（木）から6月30日（金）までとする。

校名の選定基準について、まず、公募の結果を踏まえ、一次選定は教育委員会で行う。公募の状況により、30程度の候補に絞る想定としている。一次選定は、客観的な判断基準に基づき選定するものであり、例えば、一次選定で除外するものとして、①単純な数字表記のもの、②現在の校名と同じものなどの基準を掲げている。

次に、一次選定の結果を受けて協議会で二次選定を行うこととし、30程度の候補から3から5程度に絞り込むための協議をしていたいただき、最終的に、投票により選定していただきたいと考えている。協議会での協議結果の報告を受けて、二次選定を教育委員会で決定する。決定に当たっては、協議会の協議結果を尊重する。二次選定では、①新校としてふさわしいものか、②校区の児童・生徒、保護者、地域の方が将来にわたって親しみや愛着を持てるか、③第八中学校と第十一中学校の両方の地域に一定の理解が得られるか、を判断基準とする。

最後に、二次選定の結果を踏まえて、三次選定を教育委員会で行い、最終的には教育委員会の責任において、理由をお示しした上で校名を決定していく。

選定の流れについて、まず、教育委員会で6月に公募を行い、公募結果を踏まえ、7月上旬に、教育委員会で、客観的な判断基準に基づき一次選定を行う。次に、一次選定で残った候補について、7月13日（木）から20日（木）までの間で、統合対象校の生徒と協議会委員に、どの校名が良いか投票していただく。その後、協議会までに、協議会資料を委員に送付し、その際に、生徒と委員の投票状況についてお示ししたいと考えている。次回、7月31日の協議会の中で、統合対象校の生徒と協議会委員の投票の結果をお示しし、一定の議論をいただいた上で、再度、協議会委員に2回目の投票をしていただき、2回目の投票結果に基づき、3から5程度の校名候補を選定していただきたいと考えている。8月から9月上旬にかけては、教育委員会の協議により校名を決定し、11月から12月にかけて開催される、第4回区議会定例会において、目黒区立学校設置条例を改正する議案を提出する予定である。

【質疑・意見】

(会長) それでは内容について、ご質問・ご意見があれば伺う。

○ 資料の3(1)に記載の一次選定の基準について、「応募件数が極めて少数なもの」とあるが、括弧書きで記載の部分はどういう意味か。

⇒ (学校統合推進課長) これまでの統合の事例では、応募が1件のものは一次選定で除外してきたが、例えば、造詣の深い案で誰も思いつかない様なものと教育委員会が判断するものを、単なる票数だけで落とすことは望ましくないと考えて、こうした基準とした。

○ 括弧書きで記載の部分(「ただし、校名案等の理由等により、教育委員会が二次選定の対象とすることが適当であるとしたものは除外しない。」)のうち、「校名案等の理由等により」、の「等」は削除して良い。

⇒ (学校統合推進課長) 誤植のため修正する。

(会長) 「等」を削除することで良いか。

(異議なし)

○ 資料に記載の選定基準がチラシには記載されていないが、どういふことか。

⇒ (学校統合推進課長) チラシ(イメージ)の下から二つ目の欄に、「その他」として、「応募される校名候補は、他者の著作権等の権利を一切侵害しないものに限り、また、公序良俗に反するもの、誹謗中傷などを含むものなどは応募できません。」と記載している。そうした校名の提出があった場合には、一次選定にかけるまでもなく無効とさせていただく。あくまで、自由な発想で応募いただきたいと考えており、細かく一次選定の基準などを書き込むと、応募する方の自由な意思が大幅に制限される形になると考えて、こうした書き分けをしている。

○ 少なくとも、資料に記載する基準の一部について、記載した方が親切ではないか。「数字表記のもの」や「現在の校名の名称」などは、それをチラシに記載したからといって自由な発想を妨げると思えない。なぜチラシに記載しないのか、良く分からない。

⇒ (学校統合推進課長) ご指摘の部分は、無効票として扱うのか、有効票とした上で一次選定として除外するのか、また、チラシに加えた方が良いか、ご意見をいただきたい。

○ 卒業生からしてみれば、第八中学校にしても第十一中学校にしても思い入れがあるわけで、それを残して欲しいという気持ちが出てくる可能性はゼロではないと思う。例えば、今だと数字三つぐらい並べる名称も多く、そうした案が出てきてもおかしくない。それを元々選定の対象でなかったということを、後から応募者が知った時に良くないことになるため、新校の校名を数字表記のものにしたくないと教育委員会が考えるのであれば、チラシの中に記載した方がよい。記載しないと、地元の人たちを裏切ることになり、卒業生を裏切ることになるため、ご検討いただきたい。

○ チラシの「その他」に記載するというだけでなく、教育委員会として単純な数字表記の校名が望ましくないとするのであれば、チラシの「校名選定の観点」の中にその旨を記載して、有効とするものの、選定の観点としてはそうしたことで判断すると伝えることも一つの案である。応募した校名が弾かれるのは嫌とを感じるが、単純に足し算した様な数字表記の校名などを提出する人はいると思う。

(学校統合推進課長) 事務局としても、単純な数字表記であっても、できるだけ有効票として取り扱いたいと考えている。今ご意見いただいたとおり、チラシの「校名選定の観点」のところに、米印で付記する形で、そうした観点を加えることとしたい。チラシの「その他」の中に、「公序良俗に反するもの」などと並列で同じ様な取り扱いをするのではなく、「校名選定の観点」の中に、米印で注意書きの様な形で記載したい。

○ 数字表記の校名がいけない理由を明記していただきたいと思う。
また、両校の校名を連想させる様な数字にすれば良いのではないか。
⇒ (学校統合推進課長) 例えば、「単純な数字表記によるものとか、現在の校名の名称及びその名称を連想させるものについてはお避けください」という表記をすることでどうか。今回の統合の取組によって、新しい学校を作っていく時に、「八」や「十一」などの単純な数字表記によるもので、統合対象校を連想させる様なものは、目黒区立中学校、また新校としてふさわしいものであるか、その地域の方、保護者、児童・生徒の方が、将来にわたって親しみや愛着を持てるものか、を判断できるか疑問である。

○ 別に落とされるのは良い。それは仕方がないことであり、よりふさわしいものがあるのであればそれで良い。対象校の卒業生であれば数字表記の校名への愛着があるし、地名や、目黒区の南に位置しているから「南中」など、色々な選択肢を残しておいた方がよい。私は、一次選定の基準のうち、上から三つは要らないと思っている。皆に考えてもらって、これは問題だというものは外すとのことだが、これを謳うと、それはどうなのかという意見が出てくるのではない

か。統合対象校に関連した数字表記の名称が良いとは思わないが、そうした考え方をする方もいるため、門戸を広く開けた状態にしておき、実際は選定基準に基づいて選定するということが良い。

(学校統合推進課長) 話を整理させていただきたい。先ほど、一次選定の基準として、「単純な数字表記のもの」、「現在の校名の名称を連想させるもの」、を除外するという基準があるのであれば、チラシの中に掲載すべきとのご意見があり、ご意見に対して、「校名選定の観点」の中に米印で記載することで良いかと話をさせていただいた。今のご意見は、チラシに記載しない方が良いということか。

- チラシに記載しないということよりも、一次選定の基準のうち、上から三つは必要ない。これらの基準は、選定から外す外さないということではなく、まず記載する必要がなく、こうした基準があることを謳うことは止めた方が良い。そして、「校名選定の観点」に記載する必要もなく、皆から自由に応募してもらうことで良い。

⇒(学校統合推進課長)提出された校名を有効票として受け付けた後、教育委員会で一次選定を行い、基準に該当するものを除外することとしているが、上から三つの基準は、一次選定の基準としてふさわしくないというご意見である。

上から三つの基準を、一次選定の基準から除いた場合、今後の応募の結果にもよるが、過去の事例では約200種類の校名が寄せられる中で、単純な数字表記のものが相当数あり、仮にこれを残す場合には、二次選定で相当な数の候補が残るものと考えられる。例えば、協議会で選定する際に、150、100種類以上残った校名から二次選定で除外することは困難なため、一次選定の基準としている。

- 「応募件数が極めて少数なもの」という基準があるが、それでも同じ様な数字表記の校名が多く提出されるのか。例えば、両校の数字を足すとなれば、「十九」しかない。「十九」という校名が多ければ、一つの案として二次選定まで残した上で、新校の校名に合わないとして除外すれば良い。

⇒(学校統合推進課長)過去の事例では、この様な校名も多く寄せられた。過去の事例では、そうした校名を一次選定で除外しており、二次選定で多くの校名が残った場合、二次選定での絞り込みが困難になると考えている。

- これほど深く考える必要があるのか。提出された校名に対して、落とした理由は付ける必要がなく、提出した側も提出した校名が落選したが仕方がない、とその程度で済むのではないか。細かいことまで色々と書き始めたら切が無い。

⇒(学校統合推進課長)資料2の「選定方法の概要」に記載のとおり、選定に当たって協議会で協議していく旨を記載している。今後、一次選定は教育委員会でを行うが、基準を設けない場合には、「その他教

育委員会が一次選定で選定すべきではないと判断したもの」、という様な、すごく抽象的なものとなってしまふ。基準として記載しなくとも、教育委員会の判断で、校名を30程度に絞る様な、教育委員会の裁量により選定を行う方が良い、というご意見と解釈するが、ご意見をいただきたい。

○ 協議会委員はこの資料で選定基準を確認したため、委員の関係者が校名を応募し落選した際に、落選の理由を何故教えてくれなかったのかと言われると困る。町会などからの応募も想定されるが、委員が選定基準を知っていながら対外的に説明できないという様なことは避けてもらいたい。一次選定の基準に位置付けることなく、単純な数字表記の校名などを落選として教育委員会が判断することに文句はない。それは、あくまでも一次選定として教育委員会が選定した結果である。一次選定の基準とチラシについて、どちらにどうするかは最終的に任せるが、一次選定の基準から削除する場合には、資料を修正した形で示して欲しい。

○ 資料2は、募集する際にホームページなどで同時に公表するのか。選定方法については、一次選定、二次選定、三次選定を行うということに記載した方が良い。チラシの中に全部の情報を詰め込むのは無理であり、そんなに入れても仕様がなく、そうした時に、こうした考え方でしっかり選定を行うということを情報提供できると良い。

⇒ (学校統合推進課長) 協議会の資料として公表する予定である。校名の募集のところに敢えてこれを付けるということは今のところ考えていない。

○ 私は、校名の募集のところに敢えて付けた方が良いと思う。何かの理由で難しいのであれば、こうした考え方で選定を行うということをしかりと情報提供するべきである。

⇒ (学校統合推進課長) チラシへの書き込みは難しいかも知れないが、チラシと、ホームページなどで、どのように選定を行うのか、追加的に加えることも検討していく。

○ リンクを貼るなど対応していただきたい。また、チラシの「募集期間」について、6月30日まで必着と記載されているが、郵送での応募もあるということであり、消印有効としっかり書いた良い。それから、「その他」のところで、著作権等の権利を一切侵害しないという記載について、実際に著作権を侵害しないかをチェックする方法など何か考えているのか。それから、チラシの「募集区分」の欄が二つ設けられているが、二つ目は校名に関するもので良いか。また、募集区分の欄で、「第七中学校と第九中学校」と「第八中学校と第十一中学校」が一緒になっているが、分けた方が良くないか。

⇒ (学校統合推進課長) まず、チラシの二つ目の「募集区分」につい

て、正しくは「新校の名称」である。

「募集期間」について、一次選定は6月30日で締め切り、7月4日には一次選定の案を作成する予定だが、消印有効とした場合、到達が遅れることも想定されることから必着としている。

「その他」に記載の、「他者の著作権などの権利を一切侵害しない」ことをどの様に確認していくのかについて、一つひとつ細かく確認していくことは、なかなか困難なものと考えている。教育委員会が、明らかに他者の著作権などの権利を侵害するものと見なすものについて、この基準に抵触するものとするを考えている。

次に、「第七中学校と第九中学校」と「第八中学校と第十一中学校」が募集区分の欄で一緒に記載されているものを分けた方が良いということについて、応募方法として、オンラインフォームの使用を想定している。オンラインフォームで、「第七中学校と第九中学校の統合による新校の校名」と「第八中学校と第十一中学校の統合による新校の校名」を選択した後、次の画面に移動する時に、選択の内容が間違えてないかを確認できるよう、オンラインフォームを作成している。こうした形式で応募を行いたいと考えている。

- 単純に第八中学校や第十一中学校という校名は望ましくないと考えており、望ましくないということであれば、チラシの「校名選定の観点」の中に、「現在の第八中学校、第十一中学校、そのままの校名はお避けください」ということを記載した方が良いと考えている。足し算とか、二つの学校が合わさって、何かそこで意味を成すということであれば、そうした校名を外してしまうのは少し残念な気持ちである。

(学校統合推進課長) 資料の一次選定の基準のうち、数字表記のもの、現在の校名が入っているもの、現在の校名を連想させるものを削除し、この基準の一番下に、例えば、「その他教育委員会が二次選定に進めることが適切でない判断したもの」という様な基準に修正させていただくことideいかがか。

- これまでの事例で数字表記の応募が非常に多かったということである。そうした校名は、これまで落選しており、そうであれば、選定基準を知らせた方が良いと思う。

⇒ (学校統合推進課長) これまでに様々検討してきており、一次選定の基準の判断として、例えば特定の個人、団体、宗教を直接示すものというものも含めて、応募のチラシに単純な数字表記だけなのか、その他のものも示すべきなのかという判断がある。数字表記の校名についても、チラシに入れてしまうことで判断が変わる方もいると考えている。公募という形で行うこともあり、そこまで明確に記載すべきでない判断して、この様な形にしている。数字表記が悪いということではなく、応募する方個人の自由な発想であり、その応募の段階で、こちらで制限をかけるのはいかがかと判断をして今の

形にしている。協議会委員におかれては、各々の立場もあるが、委員として選定基準をお考えいただく立場である。先ほど、単純な数字表記のものを教育委員会で判断して欲しいという意見があったが、協議会に選定基準をお示しせずに、この議論を進めることはフェアでないという判断で、一次選定の基準の中に加えている。そこをご理解いただきたい。

- 校名だけで判断するわけではないと思う。大事なのは校名の理由ではないのか。単純な数字表記の校名の場合に、校名の理由にどう記載されるのかと思う。先の委員の意見のように、それほど細かく言うことでは無い。教育委員会が何によって選定するかであって、校名の理由で決めるべきでないか。

(会長) 教育委員会では、単純な数字表記のものは、避けていただきたいということであるが、校名応募の中には意味のある数字表記の校名も提出されるものと思われる。先ほど、第八中学校、第十一中学校の校名でない数字表記の校名であれば、除外しなくても良いのではないかという意見もあった。その辺りについて、協議会委員に対して、選定の中で除外する基準をどの様に理解していただくのが良いかを考えたい。

- 一次選定を行った後に第9回協議会で選定する際に、一次選定結果は公表されるのか。
⇒ (学校統合推進課長) 一次選定の結果は全て公表する。

- 一次選定結果の公表に当たって、単なる数字表記の校名など、その他にも落選した校名を示してくれれば良く、選定基準の中に数字表記などと記載しておく必要はないのではないかと。教育委員会として、適当としなかったものを落とすとしても、落選した校名を確認できるのであれば、結果として通らなかったということが分かるだけである。選定基準として、色々記載する必要はなく、落選した校名を皆が確認できればそれで済む話である。それこそ教育委員会の裁量で行っていただければ良い。

(学校統合推進課長) 整理させていただくと、資料の一次選定の基準のうち、数字表記のもの、現在の校名が入っているもの、現在の校名を連想させるものは基準から外して、一番下に、「その他教育委員会が適切でないものと判断したもの」という趣旨の基準を新たに設けることでいかがか。協議会のご意見も反映させていただくが、一次選定は教育委員会で判断させていただく。

- 協議会委員は、一次選定を通過した校名しか確認できないということか。それとも、提出された全ての校名を確認できるのか。
⇒ (学校統合推進課長) 一次選定の結果として、提出された全ての校

名の公表を予定している。無効票のもの以外、公序良俗に反する様なもの以外は公表する予定である。

(会長) それでは、事務局から説明のあった修正を行うことで良いか。また、一次選定について教育委員会に一任するということが良いか。

(異議なし)

(会長) それでは、資料に記載の一次選定の基準について、必要な修正を行い、新校の校名の選定を行うこととする。

4 その他

【質疑・意見】

(会長) その他ということで、委員の方から何かあるか。

○ 昨年度の協議の中で今後の話として、組織としてまず協議会があり、今年度から開設準備委員会が設置され、その下にはそれぞれ検討組織が設置されるということで、今後の予定を確認したい。協議会が親組織となり、協議会と開設準備委員会は定期的に連携を取りながら進めていくということだが、具体的にどの様に進めていくのか。

⇒ (学校統合推進課長) 事務局の方で最後に説明させていただく予定としていたが、本年度の取組について説明させていただく。

(学校統合推進課長) 第八中学校・第十一中学校の統合新校整備方針(概要版)により説明する。

概要版の中ほどに、令和5年度以降の取組イメージを示している。協議会は今回が第8回目であり、7月の第9回目が最後の予定である。概要版の中ほどに、「校章・校旗、校歌」、「標準服・校則」、「通学負担緩和・安全対策」等のスケジュールを示している。これらは下部組織で検討を進めていくが、下部組織の親会として、開設準備委員会を教育委員会の方で6月に設置する。開設準備委員会は教育委員会の学校関係の部課長と、関係統合校の中学校の校長、そして対象通学区域の小学校の校長を構成員とする。下部組織は、「校章・校旗、校歌検討部会」、「標準服・校則検討部会」という形で設置することとし、その構成員については、現在、住区住民会議、PTAの方に、構成員の推薦依頼をさせていただいている。「校章・校旗、校歌」の検討においては、校名が決定しないと検討できないため、10月ぐらいから検討を開始する予定としている。その他の検討に当たっては、開設準備委員会設置後、できるものから順次、開催していく予定である。

協議会との関係だが、第9回協議会の終了以降は、連絡・報告会という形で開催させていただいた上で、時期は未定だが、一定程度、開

設準備委員会の検討組織で内容が固まったものを皆様に報告し、皆様からご意見をいただきながら、進めていく予定である。

(会長)

これについて、質問やご意見などあるか。

(質疑・意見なし)

5 閉会

第9回協議会は、校名候補の協議を議題とし、7月31日(月)午後7時から第八中学校体育館で開催することとした。

第9回協議会に向けては、7月13日(木)から7月20日(木)までの間に、協議会委員あて第1回目の投票を行うこととして、協力をお願いするとともに、第9回協議会では、第2回目の投票を行うこととした。

以 上

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「望ましい規模の区立中学校の実現を目指して」(令和3年12月21日付け目黒区教育委員会決定)に基づき、目黒区立第八中学校及び第十一中学校(以下「該当校」という。)の統合を進めるに当たり、新設する区立中学校(以下「統合新校」という。)に関する事項について協議するため、第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 統合新校の位置
- (2) 統合新校の通学区域
- (3) 統合新校の目指す学校像
- (4) 移行期間中の該当校に関する基本的対応策
- (5) 統合新校の校名の選定に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、統合に関して協議が必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる者につき、目黒区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 該当校の通学区域内の住区住民会議の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する住区住民会議の構成員に限る。) 4人以内
- (2) 該当校の通学区域内の町会・自治会の会長又は当該会長が推薦する者(当該会長の所属する町会・自治会の構成員に限る。) 12人以内
- (3) 該当校のPTAの会員 4人以内
- (4) 大岡山小学校、緑ヶ丘小学校及び中根小学校のPTAの会員 6人以内
- (5) 該当校の学校長 2人以内
- (6) 大岡山小学校、緑ヶ丘小学校及び中根小学校の学校長 3人以内
- (7) 教育委員会事務局職員 9人以内
- (8) 前各号に掲げる者のほか協議会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、教育長が委嘱をした日から統合新校を設置する日までの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1人及び副会長3人以内を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、協議会を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 協議会は、協議の効率的な運営を図るため、幹事を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校統合推進課が担当する。

(報告)

第9条 協議会は、第2条各号に掲げる事項について協議した結果を教育長に報告するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の意見を聴いて定める。

付 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

第八中学校・第十一中学校統合新校推進協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	委 員	役員	
住区住民会議 (4人)	大岡山東住区住民会議	鈴木 清崇	副会長
	大岡山西住区住民会議	小用 清美	
	中根住区住民会議	小林 節子	
	自由が丘住区住民会議	木村 常在	幹事
町会・自治会 (12人)	碑文谷町会	門司 隆明	
	南二丁目町会	今村 健司	
	南三丁目町会	前中 洋一	幹事
	南三丁目東町会	國分 敏夫	
	自由が丘町会	館山 慶太	
	自由が丘商店街自治会	比護 孝	
	緑が丘自治会	辰巳 ヒロミ	会長
	緑が丘西地区自治会	桂 富実	
	中根東町会	唐牛 順一郎	
	平町会	荒木 哲	
	大岡山町会	井手 俊文	
	大岡山西町会	池上 能弘	
中学校PTA (4人)	第八中学校PTA	飯田 学	幹事
	第八中学校PTA	工藤 香織	
	第十一中学校PTA	矢口 捺視	幹事
	第十一中学校PTA	北本 美菜	
小学校PTA (6人)	大岡山小学校PTA	村田 一久	副会長
	大岡山小学校PTA	道端 美輪	
	緑ヶ丘小学校PTA	原田 恒	幹事
	緑ヶ丘小学校PTA	高場 さおり	
	中根小学校PTA	合田 元	
	中根小学校PTA	鈴木 啓充	
中学校校長 (2人)	第八中学校長	中川 博英	幹事
	第十一中学校長	田井 俊行	副会長
小学校校長 (3人)	大岡山小学校長	中山 晴義	幹事
	緑ヶ丘小学校長	龍花 千鶴	
	中根小学校長	日下 勝豊	幹事
教育委員会事務局 (9人)	教育次長	樫本 達司	
	教育政策課長	濱下 正樹	
	学校統合推進課長	西原 昌典	
	学校運営課長	関 真徳	
	学校ICT課長	藤原 康宏	
	学校施設計画課長	岡 英雄	
	教育指導課長	寺尾 千英	
	教育支援課長	山内 孝	
統括指導主事	鈴木 将大		

(このページは空白です)

第八中学校・第十一中学校の統合新校推進協議会
協議経緯(令和5年度)

	日程	内容
第8回	令和5年5月11日(木)	・ 新校の校名選定について
第9回	令和5年7月31日(月)	・ 校名候補の協議について